

## 公 告

令和6年7月26日開催の本会総会において、本会規約の一部改正について議決を経たので、国民健康保険法施行令第26条において準用する同令第8条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

### ○富山県国民健康保険団体連合会規約の一部改正

#### <内容>

連合会が行う事業における「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。

令和6年9月

富山県国民健康保険団体連合会

理事長 藤 井 裕 久